

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 58(オ)758	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	土地占有妨害停止本訴、土地賃借権確認等反訴	原審事件番号	昭和 57(ネ)1174
裁判年月日	昭和 58 年 11 月 15 日	原審裁判年月日	昭和 58 年 3 月 30 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 140 号 463 頁		

判示事項	農地についての賃貸借契約が合意解除されたのちに右農地の転用届出がされたうえ右土地が宅地化された場合において右合意解除が知事の許可なしに効力を生ずるとされた事例
裁判要旨	農地についての賃貸借契約が合意解除されたのち、貸主が、農業委員会に対し、農地法四条一項五号に基づく転用届出をしたうえ宅地化したような場合には、右宅地化により、右合意解除は、同法二〇条に基づく知事の許可を経ることなしに、完全にその効力を生ずる。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人近藤正昭、同下村末治、同三瀬顕、同野間督司の上告理由について</p> <p>所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし肯認するに足り、<u>右事実関係のもとにおいて、本件土地を含む原判示の従来地七三番についての賃貸借契約が合意解除されたのちに、右土地が宅地化されたことにより、右合意解除は、農地法二〇条所定の知事の許可を経ることなく完全に効力を生ずるに至つたものとした原審の判断は、正当として是認することができる。</u>原判決に所論の違法はなく、論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に基づいて原判決の不当をいうものにすぎず、採用することができない。</p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 伊藤正己 裁判官 横井大三 裁判官 木戸口久治 裁判官 安岡満彦) -</p>

※参考：判例タイムズ 515 号 120 頁、判例時報 1097 号 40 頁、金融商事判例 687 号 20 頁